

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和4年12月9日(金) 午後零時59分～午後2時12分 午後2時17分～午後3時30分 午後3時35分～午後3時58分
場 所	第5・第6委員会室(一部オンライン出席あり)
出席委員	◎橋口 幸生 ○桜田慎太郎 ※北村 和之 日下みや子 小松 幸子 ※助川 忠弘 鈴木 清丞 林 紗絵子 ※古川 隆史
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(奥田謁夫) 広報部長(松山正史) 広報広聴課長(真田理江) 市民生活部長(永塚洋一) 市民生活部理事(谷口恵子) 市民活動支援課長(吉田 敬) 市民活動支援課統括リーダー(竹内邦裕) スポーツ課長(小出嘉則) 沼南支所専門監(宮本 大) 環境部長(後藤義明) 環境政策課長(田口 史) 環境政策課副参事(正池謙一) 廃棄物政策課長(原 晃一) 環境サービス課長(小池久美子) 南部クリーンセンター所長(直江将志) 上下水道事業管理者(成嶋正俊) 上下水道局理事(内田勝範) 経営企画課長(伊藤正則) 料金課長(安達順一) 下水道工務課長(松崎和広) 施設管理課長(深山勝弘) その他関係職員

※オンライン会議システムによる出席

午後 零時 59 分開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は質疑が終了した後に行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められております。使用の際は、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とはならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第22号、令和4年度柏市水道事業会計補正予算について、議案第23号、令和4年度柏市下水道事業会計補正予算についてを一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○小松 それでは、補正予算の部分の第17号についてお伺いいたします。防犯灯の維持費補助金について伺います。これは、防犯灯の電気料金が高騰していることに対しての補助金ですが、町会ごとにやはり違うとは思いますが、その辺はどのように決められて交付するような形になるのでしょうか。

○市民活動支援課長 今回の不足分につきましては、上半期4月から9月までの電気料金の高騰の平均値を出しまして、その平均値を残りの下半期分に合わせた分の形で算出させていただきました。以上です。

○小松 今言われた4月から9月までのということは、申し訳ない、ちょっとこれ来年のですか。

○市民活動支援課長 今年度分の不足額を改めて支給するものです。以上です。

○小松 じゃ、10月以降というのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○市民活動支援課長 10月以降は、9月までの平均値の不足分を各月に割り当てて、年間分として算出しております。以上です。

○小松 補助金は、じゃいつまで続くことになるわけですか。

○市民活動支援課長 補助金は、通常の年間の補助金はもう既に大多数の町会が申請いただいております、その分では不足するというお話が各町会、多くの町会から声が寄せられましたので、それに対応するために追加で支給しようと考えているものです。

○小松 来年度の部分についてのお考えはどうなんでしょうか。

○市民活動支援課長 来年度につきましても、今年度分の数値から来年度の予想の金額をはじき出しまして、今年度よりは多い形で来年度の予算要求を今させていただいているところです。以上です。

○小松 それでは、分かりました。ありがとうございます。

水道事業会計の補助金について伺います。今回水道料金を減免するということになりましたけども、これは具体的にいつまでの部分が減免になるんでしょうか。

○料金課長 水道料金につきましては、事後請求という形になっています。このため今回について言えば、まず2月に検針した分、主に12月、1月使っている方は2月の検針での請求、それともう一個は1月、2月使っている方は3月の検針での請求という事務になっていますので、その中で基本料金の部分を減額していくという処理をします。

○小松 これは、いつまで続けられる内容になるんですか。

○料金課長 まず、今年度につきましても、コロナの市全体の支援として年度内事業ということで2月、3月ということになっております。ごめんなさい、2月検針、3月検針というものを対象にしております。来年度以降については決まっております。

○小松 分かりました、ありがとうございます。以上です。

○北村 では、話させていただきます。補正予算、広報かしわのポスティング業務委託に係る債務負担支払いについて質問を、お尋ねをさせていただきます。まず、この1億7,463万6,000円の中身、概要について教えてください。

○広報広聴課長 今回令和5年、6年、7年の3年間の債務負担行為として、配布に係る費用の分を計上させていただいております。

○北村 この今回3年契約というようなことと聞いておるんですが、どのような理由、狙いがあるのでしょうか。

○広報広聴課長 今回初めて広報かしわの全戸配布ということで、市内全域に行き届く体制を構築する必要があります。こちら業者さんからの聞き取りによりますと、

その構築には一定の期間もかかり、経費もかかることですので、それを踏まえて一定期間の実施が見込まれることが必要ということで、3年間の債務負担をお願いしております。

○北村 ありがとうございます。本当に今回広報かしわの全戸配布に踏み出すということは、担当部署も含めて柏市を、本当に敬意を表させていただきます。ありがとうございます。

質問続けます。今まで本会議でも質問をしてきた中でも、やはり情報の即時性とか継続性、こういうものをどういうふうにやっていくのか、そしてちゃんとくまなく配れるのかとか、そういうところが一つ課題だというようなことも聞いてきたんですけども、そこについて継続性、情報の即時性とか、そういうところもお示しいただけますでしょうか。

○広報広聴課長 今回、まず配布につきましては、今回の体制を組むことで定期的に毎月の配布を行っていくということは継続して行えるものと見込んでおります。この配布を始めるに当たって広報全体のリニューアルも行いますけれども、その中で発行回数については、月2回を月1回に変更しようとしています。広報だけで考えますと2回から1回ということで、即時性としては落ちるとも言えるかと思えますけれども、もともと一般的な媒体に比べると、即時性については圧倒的に遅い、差がある状態のものになりますので、ここについては、広報においては内容の理解を求めるようなものを中心に考えて、即時性が必要なものについては、広報においては必要に応じては臨時号を発行するですとか、今ではSNSなどの発信という手段もございますので、そういったものを組み合わせて、情報の性質に合わせて対応してまいりたいと思います。以上です。

○北村 ありがとうございます。今までも大変見やすい広報紙だったとは思いますが、やはり最初に月2回から1回になるときに、ボリュームとか記事の内容はどうなるんだろうなというのは大変心配になりました、正直。ただ、千葉市さんなんかも今は全戸配布やっている中で、当初は2回だったものが1回になっているところもあるし、ほかの自治体でもそういう自治体はあると思います。今後は、ちょっと白井に住んでいる方に聞いたら、やはりすごく広報紙の中身が地域密着だったり、何か飲食店の案内とかですか、ちょっと私は見ていないんですが、とても好感を持っていた方がいまして、これからはさらに記事の中身が問われてくるんだなというふうに考えておりますので、そういうほかの自治体の配布方法も、配布のやり方とか様々な内容も含めて同時に研究、調査をしながら、今後の広報かしわというものを考えていただきたいと思います。そして、あとさっきの即時性のところでいうと、やはり本会議でも部長の答弁も聞いておりましたけれども、いろいろホームページへ案内したりとか、あと必要な情報を求めている人がいると。そういうところは気を配ってやっていただきたいと思います。例えば今後は目次とかちゃんと、そういうのが大切になってくるのかなとかも思ったりいたします。そして、即時性というところで、やっぱりいろんな講座申込み、何かいろんな講座とかあるじゃないですか。ああいう

のが、やはり私も本会議で広報かしわの議論をしているときに、じゃ申込みが公平にみんな、広報かしわの到着日によっては公平に申し込めないんじゃないかみたいな、そういう論点もあったかと思うんですけども、そこら辺はどういうふうクリアしていこうというふうにお考えでしょうか。

○広報広聴課長 今例に挙げていただきました講座ですとか、イベントの類につきましても、基本的には今回スケジュールとして、例えば月末に配布をして1日にはお手元に届いているというような組立てにした場合、その到着日以降に受付を開始するといった対応を各担当課と連携して実施することで、届いた方からの先着制になるようなことはないように配慮してまいりたいと思います。以上です。

○北村 ありがとうございます。それが一番すばらしいやり方かなと思います。そして、今回広報紙の形式というのですか、そのタブロイド判から冊子形式へ変更していくということなのですが、今回のポスティング業務委託のこういう金額というのも、例えばこのタブロイド判から冊子にしたときに何か変わってきたりとか、そういうことはあたりしそうですでしょうか。

○広報広聴課長 まず、ポスティングにおきましても、タブロイド判でも冊子でも大きな違いがあるものではございませんが、業者さんによっては、どちらかという厚みのほうが影響するものではあるんですけども、タブロイド判のほうが若干配布においては手間がかかるところもあって、冊子のほうが安いというお話もいただいたことはございます。以上です。

○北村 ありがとうございます。昨日議会運営委員会傍聴していたら、議会だよりはちょっと今回は、来年の5月からはちょっと取りあえずいろんな中身を詰めていく時間とかも大変なので、取りあえず見送るといふか今後の検討課題ということになったんですが、例えばそういう議会だよりとかと一緒に仮に配布するときにはこういう金額、ポスティングに係る金額とかというのはどういうふうに変ってくるのでしょうか、変わらないのでしょうか。変わるとは思うんですけど……

○委員長 北村委員、これ一般質問といふか、あくまで広報のほうでやってください。そっちは議会運営委員会等で協議してもらいますので。

○北村 これ関連はすると思うんですが、別ですか、これは。

○委員長 広報かしわ……平気。

○広報広聴課長 お話にありましたように議会報ですとか、それぞれの部署で発行したり、議会さんのほうで発行したりするものを同時に配布していくというようなことも、将来的には起こってくる可能性があるかと思えます。こちらは、広報かしわの全戸配布の体制が整ってみてのことにはなるかと思えますが、対応いただく業者さんが同時に配布することで省力化が図れるというようなことがあれば、経費についても影響が出てくる可能性があると思えます。以上です。

○北村 委員長、御指摘ありがとうございます。ちょっと今の議会だよりというワードは確かにそうなんですけど、例えば選挙公報とかでもいいんですけども、やっぱりそういうのが一緒になったときに変わってくる可能性があるというのは、この

費用はどのぐらいの規模で、例えば明確には言えないかもしれませんが、3年で1億7,460万、この金額が例えば選挙公報とかが追加になるとどういう、どれぐらい変わってくるというのは何かあるでしょうか、見込みみたいなものは。

○**広報広聴課長** 今回広報かしわ単体で予算を計上させていただいておりますけれども、ほかに併せた配布が入るとなりますと、広報と別のものを一緒に配布することで、そちらの単価のほうが安くなるような効果も考えられるとは思いますが、一方で広報と併せて何かをすることで、印刷ですとか編集の工程のほうにも影響が出てくる可能性もありますので、経費と業務の遂行のほうと併せての検討になっていくかと思っております。以上です。

○**北村** ありがとうございます。では最後に、何かを始めるというときは、やっぱりこういう広報かしわとかもクレームが入ったり、うちには入らないとか、いや、うちはもうそもそも自分でもらっているから大丈夫だとか、様々な、多分いい意見も悪い意見も出てくるとは思うんです。それはしょうがないことですが、その中でもめげずにトライアンドエラーを繰り返していただき、よりいいものを市民に伝えていき、そして市民に我々の市政に興味を持っていただくところを頑張りたいと思います。ぜひよろしくお願いたします。

あと、最後に部長が広報紙の部分で足りなかった部分とか、ホームページとかに案内するというあれも、すごく確かにやり方としてはよく理解できるんですが、もうちょっと丁寧に、いろんな導き方というか、情報にたどり着く方法というのをちりばめてほしいなというふうに思います。以上です。

○**古川** 質疑じゃなくて、ちょっと議事裁きのこと聞きたいんだけど、いいです。さっき水道事業会計の補助金というのを第17号で聞いていたけど、これは担当が財政課なんだけど、どういう形で今回は裁いたの。（「22号に関連して、財政課ってなっているんですね」と呼ぶ者あり）

○**委員長** 財政課ってなっているんだよね。

○**古川** だから、入れてもらうほうの特別会計のほうで聞くのであれば、そういう形で聞かないと、今北村さんのは結構細かいこと言っていたからさ。そこら辺どういいう感じでちょっと裁いたのか、俺はちょっと聞きたかったんです。

○**委員長** 取りあえず、いや（「区分表には入っているよ」と呼ぶ者あり）入っているんで、質疑の内容的には大丈夫だと思って、そのまま議事は進行させていただきました。ただ、その議会報に関しては、今回のことではちょっとまだ、これから先のことなのでということで申し上げさせていただきました。

○**古川** 分かりました。

○**委員長** だから、出ているんだよね、これは水道会計のことも。（「事務処理経費が500万というのがあるんですよ」と呼ぶ者あり）そう。ただ、財政のことだとちょっと外れていっちゃうんだけど、おおむね答えられる答弁内容だったと僕は思ったので、そういうふうにさせていただきました。

○**古川** 分かりました。

○林 それでは、議案第17号からお聞きします。まず、防犯灯の維持費補助金なんですけれど、1灯当たり今までは年間どれぐらいで、今年度はどれぐらいという計算ですか。

○市民活動支援課長 1灯当たり、まず10ワットについては、これまでは10ワットの1灯当たり年間1,740円で、今回の料金が上がったことを含めて、1灯当たり2,003円で想定しています。20ワットは2,280円に対し2,891円、その他の……すみません、失礼しました。10ワットは、当初1灯当たり1,740円を2,000円に、20ワットは2,280円を2,890円に、その他は3,360円を4,670円という形で想定しております。

○林 ありがとうございます。すみません、今メモし切れなかったもので、じゃ後で細かい数字教えてください。

それでは、スポーツ施設の整備事業について伺います。船戸市民プールの受変電設備更新工事3億9,000万円、繰越明許費の設定ということですが、この工事の内容についてまずお示してください。

○スポーツ課長 今回お出しさせていただきます市民プール整備工事についてですが、内容については船戸市民プールの受変電設備の更新工事になります。この受変電設備につきましては、50キロワットアワー以上の電力を使う場合には、簡単に申し上げますと、変圧器のその機材を設けることになっておりまして、その機材の更新事業になります。今回、通常ですとプール事業が終わりました9月から工事を始めておおむね5か月、年度内の終了を予定していたものですが、昨今の世界情勢も含めまして、部品調達等が滞っている状況の中で、最大14か月程度かかる見込みとなっております。もって費用については変更がないんですけれども、工事時期について次年度まで繰り越されるということでお出ししているものでございます。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、広報かしわのポスティング業務委託に係る債務負担について伺います。タブロイド判で月に20ページだったのが、A4冊子型の32ページになるということで、これ計算しているかどうか分からないんですけれども、年間でいうと紙面スペースの全体というのはどれくらい減少するんでしょうか。

○広報広聴課長 現在タブロイド判で、最近の発行のページ数ですと12ページ以下のことも多いんですけれども、そちらを基に、一般的にはタブロイド判からA判化すると大分、1.5倍ぐらい用紙が必要になるという話もございます。こちら直接そのA4とタブロイド判を比較しているわけではございませんが、今2号それぞれに大きな特集面と、併せて市政情報、かわら版ということで情報の部分をお載せしておりますが、こちらを月1回にいたしますと特集の部分が月に1回になることで、その部分の紙面は減少というか集約されるようになってまいりますので、市政情報ですとか、情報かわら版の部分につきましては、基本的には同じから若干の減少程度で押さえ込めるのではないかと想定しております。以上です。

○林 分かりました。本会議で、その詳しいことはウェブのほうでというふうに御

案内するっておっしゃっていたので、結構減るのかなと思ったんですけど、その心配はしなくてもよさそうですね。はい、分かりました。

今掲載内容についてもどのような変化があるのか大体分かったところですけど、でもリニューアルに向けて紙面の内容というのは、今後大きく変わる可能性というのがありますか。

○**広報広聴課長** 形状が変わりますので、見た目には大きく変わっていく部分がございますが、やはり市がお知らせしたいことですか、大きくお伝えしたいこと、作り込んでいくような部分が冒頭にあるような作り方は、紙面構成は変わらないものと考えておりますが、加えて読者の方に楽しんでいただけるような企画のコーナーですか、そういったものも増やして、皆様に手に取っていただきやすい内容になるようにしていきたいと考えております。以上です。

○**林** これまで戸別宅配をされていた方がいたと思うんですけど、これについてはなくなるんですか。それとも残るんですか。

○**広報広聴課長** 戸別宅配については、こちらは終了となります。

○**林** そうなると、例えばポスティング漏れというか、そういうところへの対応というのはどうされるんですか。

○**広報広聴課長** こちら配布移行時期、開始時期においては、できましたら専用の回線を設けてお問合せの対応をしていくようになりますが、事前の準備の間に配布の対象というのは見ていくようになりますけれども、それでも漏れが生じたりですか、よく言われますのは、2世帯住宅に部数を増やしてほしいですか、そういった個別のお申出をいただいた際には、委託する業者さんと連携して漏れないように対応してまいります。以上です。

○**林** 今この配布に係る金額ということなんですけれども、印刷費というのも結構変わってきますか。

○**広報広聴課長** やはり印刷部数のほうも、全世帯を対象になりますので、大幅に増加いたしますので、印刷費用も増えてまいります。また、併せまして紙代の値上げというのがこの一年で大きく起こっておりまして、こちらの影響も大分考えられます。こちらも入札結果によってきますので、広報全体の経費については、現時点でははっきり申し上げられるものではありませんが、発行回数を1回と絞ることで、ある程度の抑制はできるのではないかと見込んでおります。以上です。

○**林** 先ほどもちょっとだけ話に出ましたけれど、その広報かしわとこれまで一緒に配っていたものって何種類ぐらいあるんですか。

○**広報広聴課長** 4種類ございます。

○**林** 4種類。というと選挙公報、議会広報、水道部のクルクルクリーンと、あと教育委員会のやつがありましたよね。

○**広報広聴課長** 教育委員会のまなふる、上下水道だより、環境部のクルクルクリーンかしわ……ごめんなさい。4回と申し上げたうち、上下水道だよりが2回になります。以上です。

○林 ありがとうございます。これらについても、例えば形状の変更とかいうのは、そちらでは聞いていますか、何か。

○広報広聴課長 現段階で担当課との協議の中では、例えば広報かしわの中の大きな記事として取り込んでいたりですとかいう方向で対応をしていこうかということで協議中です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第22号の水道事業の会計の補正予算について伺います。営業収益の給水収益が4億8,950万円の減額になるんですよね、この2か月分の減免に係る金額というのが。それで、一般会計の補助金はその4億5,500万円ということなんで、差額が3,450万円あると思うんですけど、ここについてはどうされるんですか。

○経営企画課長 減免に関しましては、消費税込みで減免いたします。一般会計からの補助については、消費税分は減免に関して水道会計で損失の影響が出ないので、その消費税分を除いて補助をいただきます。あとは、事務費にも一般会計から補助入れますので、そういったプラス・マイナスが調整されて、数字が少し変わってきています。以上です。

○林 分かりました。そうか、予定額が3,450万円減額されるんでしたね。すみません、勘違いしました。

それと、建設改良費の改良費が850万円増額ということで、また継続事業の年限が1年追加されて増額補正がかかって、令和4年度が850万円増えて、令和5年度も850万円増えて、結局計1,700万円増えるということなんですか。

○経営企画課長 はい、そのとおりです。以上です。

○林 分かりました。

それでは、第23号の下水道の補正について伺います。公共下水道整備に係る債務負担支払いの工事発注を平準化するというので、令和5年度までの期間で限度額4,650万円ということなんですけれど、この内容について詳細をお示してください。

○下水道工務課長 4,650万の内訳につきましては3つございまして、維持修繕費に関わるものがそのうちの400万円で、債務負担行為をちょっと上げさせていただいております。この維持修繕費につきましては、地金堀樋管の修繕ということで、松葉町の中を通っている地金堀と大堀川の接続点にある樋管を修繕するもので、その樋管につきましては、洪水時等に大堀川から逆流しないように水門がついておりまして、それを開け閉めする機能があるんですが、そちらのほうの開け閉めをするためのモーターが今現在故障しておりまして、そのモーターを修繕するために、ちょっと今年度、本来であれば修繕する予定だったんですが、ちょっと新型コロナの影響で、メーカーに問い合わせたところ、ちょっと部品の調達に時間がかかるということで、1年以上の修繕期間がかかるということで、令和4年、5年の債務負担ということで上げさせていただいております。これが400万円です。

次に、測量委託として250万円設定させていただいているんですが、こちらにつきましては平準化ということで、来年度設計を行う箇所2か所あるんですが、そちら

の設計箇所の測量を早期の発注をさせていただくという形で設定させていただいております。

最後に、災害時用トイレ整備工事ということで4,000万円設定させていただくんですが、これについては令和5年度、小学校10校の災害時用トイレを整備する予定がございまして、そのうちの3校について、平準化のために早期発注させていただくという形で設定させていただいております。以上でございます。

○林 残りの7校のところは、予算は当初予算で入るんですか。

○下水道工務課長 10校とも当初予算には入れさせていただいて、7校は来年度の4月以降の発注という形で入れさせていただきます。以上でございます。

○林 分かりました、ありがとうございます。この区分では以上です。

○日下 まず、議案の第17号の広報ポスティングについてなんですけれども、この間懸案事項になっていたもので、決断したことについては評価したいと思います。そもそもその広報ですとか選挙公報、それから議会報も含めて、もう基本的に全ての市民を対象に、市の広報というのは届かなければいけないというふうに思うわけですね。ですから、今までその50%から60%の市民にしか届かなかったということ自体が異常で、やっとならここで決断されたことについては本当によかったなと思うんです。心配なことは、全ての人に届けばいいわけなんですけれど、それが果たして届くかなというのが疑問と、それから今までは1日と15日には、ぱっとう入ったわけですよ。だから、その点の即時性といいますか、そういうのがきちっといくのかなというのが、ちょっと気になる場所です。具体的には、例えばマンションなんかで入れないところなんかあるじゃないですか。そういうところはどうかかなというのが、私なんかチラシ配布したりすることあるんですけど、ポストに入れなくてくださいなんていうところがあったりして、そういうところなんかの対応はどうかかなって思ったりするんですけど、どうでしょうか。

○広報広聴課長 やはり配布に当たっては、そういった立入りができないマンションですとか、いろいろな配布物を届けられないようにされているポストの問題というのは、こちら懸案だとは思っております。ですが、他市の事例などを、先行市の事例などをお聞きしますと、マンションなどで事前に御連絡をすると、拒絶されるケースというのはあまり考えられないということで、事前の協議などが必要になる可能性はありますが、一般的にはほぼお届けできるものと考えております。戸別の個人宅のポストで拒否されているような場合は、こちらとしては郵便物が届くようなポストは基本的に対象としていく考えではありますけれども、そういったケースもまれには起こり得るかと思っております。以上です。

○日下 私も初めての経験なので、想像できないところというのも多分にあるんですけども、先行しているところなんかの経験ではこういうことも起きているというような事例がありましたら教えてください。

○広報広聴課長 他市の実績がある業者さんにお聞きしますと、逆にあまり困難な事例というのは少ないということで、通常ほぼ配布ができるものと見込んでいらっ

しゃるということです。以上です。

○日下 なかなか100%届けるというのは難しいところがあるかもしれませんが、少なくとも今まで5割から6割にしか届かなかったものが恐らく9割以上、何%になるか分かりませんが、これはやっぱり大きな前進だと思いますし、いろんな、もしかしたらトラブルも発生するかもしれませんが、機敏に対応していただきたいと思います。

次に、議案の第22号なんですけれども、水道料金の4億8,950万は財政のほうになっているんですが、事務処理が500万ということで一体のものだと思いますので伺いますけれども、これも私はとても評価しているんですね。特に基本料金というと、所得の低い人にも高い人も同じように軽減されるので、かつて私たちも条例提案だったかな、予算の組替え提案かな、こういう提案したことあるんですけど、やっぱり今の物価の高騰への対策として非常に有効な方法ではないかというふうに思います。気になるのは、例えば水道料金で今現在滞納している世帯というのはあるんでしょうか。こういうところにはどうなるんでしょうか。

○料金課長 今現在滞納されているところというか、今既に請求させていただいているものを値引きするというのではなく、これから請求していくものについて減額をしていくということになるんで、今その滞納している人も……今滞納している人についても同様に、契約されているということであれば、同じように減額していくというような形を考えております。

○日下 分かりました。お願いします。

それから、今の第22号なんですけど、水源地施設の耐震化って、850万ってありますよね。そこで、ちょっと説明も受けたんですけども、この説明の中でとても、もうとにかく分からない分野なんですけどね。説明を受けて、ちょっと理解できないなと思うところがあったので、水源地施設の耐震化ですね。第五水源地の受水耐震及び第1配水池更新工事設計業務委託、説明ちょっと受けたんですけど、その説明とこの頂いた資料の中にこういうことが書いてあるんで、ちょっとこれについて説明いただきたいんですけど、業務期間中において水道施設耐震工法指針の改定というのがあったそうですね、2009年から2020年。2020年に新しいその指針が出された。それを受けて、構造物の静的解析に加え動的解析の必要性が生じたため、金額増額及び期間延長を行うもの。この専門的な用語だと思うんですけど、構造物の静的解析に加え動的解析の必要性ってこの辺の説明、私のようなものにも分かるように御説明いただけます。

○施設管理課長 水道施設耐震工法指針が2009年から、前回は2009年に改定されておまして、今回2022年の6月に改定されました。その中で、その13年間の間に東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震がありまして、今回の指針は今まで得られた教訓を生かすということで新たに作成されました。今日までの得られた最新の知見や技術を取り込んでおります。以上です。

○日下 この難しい、静的解析に加え動的解析って何ですか。

○施設管理課長 動的というのはあくまでも、今まで大きな地震があったと思うんですけれども、そういうデータを取り込むような形になっております。以上です。

○日下 何か分からないんですけど、また後でお聞きします。ごめん。

それから、第23号なんですけど、災害用トイレの整備工事、先ほど説明がありましたけれども、災害用トイレを令和5年度までに10校を配置するというので、ちょっとこの災害用トイレについて説明していただけますか。どのようなトイレでどこに、具体的に、その学校だと思うんですけど、学校のどういうところに設置するのか。

○下水道工務課長 設置場所につきましては、今現在地域防災計画の中で小学校30校を設定しております、そちらの中の小学校に設置しているところです。それが令和5年度までの30校という形で、前倒しで行うと。場所につきましては、主に体育館等の近くに、避難所となる可能性が高いところの近くにその災害時用トイレを設置するような形で、今うちのほうは整備を進めているところです。下水道としては、下水道が整備されている、そこに供用開始されている小学校を今対象としていまして、下水道が電気等が止まったときに、水が断水されたとき、水洗便所が使えないというときに、その保管施設としてその災害時用トイレを組み立てて使えるようにということで、今整備しているところでございます。以上でございます。

○日下 ちょっとイメージがつかないんですけども、例えばそれは、そのトイレはどなたでも使えるような感じのトイレになるんですか。

○下水道工務課長 トイレにつきましては、今倉庫にしまっているんですけど、災害時はそこから出していただいて、その避難してきた方が、皆さんが使えるようにそこで設置をしてもらって使えるという形になると思います。以上でございます。

○日下 トイレですので、プライバシーが守られるようになったり、多目的であったりというようなこともあると思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

○下水道工務課長 今お話のあったプライバシーに関しては、今うちのほうで整備しているものについては建屋式というテントではない、ちゃんとパネルで組んでいくもので整備をしております、ある程度のプライバシーが守られているかなというところでございます。あと、もう一点バリアフリーを対応として、中である程度大きなものになっていまして、その中で車椅子が回れるようなバリアフリー対応の災害時用トイレを整備しているところでございます。以上でございます。

○日下 小学校って30校でしたっけ。全小学校に設置するということ。

○下水道工務課長 ちょっと先ほども説明させていただいたんですが、今下水道の補完施設ということで、下水道がまだ行っていない学校はちょっと対象外ということで今行っているもので、小学校30校というのは、その下水道が整備されているところという形で考えております。以上でございます。

○日下 順次計画的に進めていくと思うんですけども、地域のバランスといえますか、そういうことも考えて設置していくんですか。

○下水道工務課長 下水道としては、やはり下水道が整備されているところを整備

するという形になっていますので、下水道の区域ではないところについては違う方法でという形になるかなと思っております。以上でございます。

○日下 じゃ、速やかに計画的にお願いしたいと思います。じゃ、以上です。

○鈴木 では、防犯灯の件ですが、1,240万、先ほど質問もありましたが、結局現状が幾らで、1,200万を加えて幾らになるというか、現状は幾らなんですかね。

○市民活動支援課長 失礼しました。当初予算では6,688万8,000円になります。今回の補正で1,224万4,000円を追加で支給するという形になります。

○鈴木 ということは、何%アップなんですかね。さっき10ワットのときとか、20ワットのときとか、その他とか言われたんですが、ざっと今電卓で計算すると1.15倍になるのかなと、15%アップかなと思ったんですが、これ6,680万だと、15%アップだともうちょっと少ないんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに計算されたんでしょうか。

○市民活動支援課長 計算方法としましては、先ほどとちょっと一部重なりますけれども、東京電力の電気料の単価の実績と、例えば4月であれば10ワットの1灯が161円のところ、補助金としては145円で16円不足をしております。5月は18円の不足、それを上半期の平均で見ますと、一月当たり22円の、1灯当たり不足がありますので、それを年間分を掛けて算出、それぞれ10ワット当たり、20ワット当たり、その他という形で合計をいたしました。以上です。

○鈴木 それに防犯灯の灯数を掛けたということですね。値上げされたのはいつからなんですかね。

○市民活動支援課長 昨年度ベースを基に今年度予算化していたのが、1灯当たり10ワットでいうと145円なんですけども、4月の当初からそれでは足りないという声が少しずつ出ていまして、例年多少足りない年も、これまでもあるんですけども、今年はその足りない幅が大きくなってまいりましたので、補正をして追加で支給するという対応を取らせていただきました。以上です。

○鈴木 何かあまり納得できないんだけど、分かりましたというか、はい。6,680万に対して1,200万って意外とでかいですよ。1個1個計算したらその数字出たというんなら、仕方ないですよ。

2つ目の生活困窮者の自立支援、これってここですよ。ね。（「違う」と呼ぶ者あり）違うの、これ。

○委員長 違いますね、それは。所管に書いてありますので。

○鈴木 生活支援課って書いてあったから……失礼いたしました。では、次に広報かしわのほうに移ります。広報かしわのさっきの予算額の根拠なんですけど、これ3年分ですから、1戸当たりの配布数というのは幾らで考えて限度額を決めているんでしょうか。

○広報広聴課長 今回の予算につきましては、配布の単価を18円と計上しております。以上です。

○鈴木 18円掛ける19万世帯か何かで計算しているんですか。何世帯で計算してい

ます。

○**広報広聴課長** こちら世帯数19万5,000程度となっておりますけれども、実際の配布に当たっては登録がなくお住まいの方ですとか、ほかにもいらっしゃいますので、21万部ということで積算しております。

○**鈴木** 18円掛ける21万か所で計算をして、予算は立てているよということですね。先ほど出た上下水道局とか環境部とかいうのは出ましたが、それもこの中に含まれるんですか。それは別建てですか。

○**広報広聴課長** 現時点の想定としましては、広報紙の紙面の中に入ってくる記事として取り扱う予定でおりますので、広報そのものの単価として考えておりますけれども、これまで別冊として発行していたものは広報の一部になりますので、特別の別建てにはしておりません。

○**鈴木** 分かりました。ということは、今までのやつはなくなって、広報紙の中に入っちゃうよと、32ページの中に入っちゃうよということですかね。

○**広報広聴課長** そのとおりです。

○**鈴木** そうすると、何か情報量が減るような気がしますけど、そういうときだけはちょっと4ページ増やすとかいうふうにやったほうがいいんじゃないかと思いますが、はい。あとは、18円で考えているよと。これ今のところ対応してくれそうな業者は何者ぐらい話に来ているんでしょうか。

○**広報広聴課長** 複数者ございますけれども、なかなか全戸、市内全域をカバーできるという業者さんは数多くはいらっしゃらないようですので、数者かと思っております。

○**鈴木** これ入札ですか、プロポーザルですかね。

○**広報広聴課長** 入札が予定されております。

○**鈴木** 開けてみたら、また1者入札になっちゃうなんてことはないんでしょうかね。

○**広報広聴課長** こちら契約課での入札の手続にはなってますけれども、現時点では複数者対応できるものと見込んでおります。

○**鈴木** ちょっと心配なんですよね、やっぱり。柏市内全域ですからね。それに対してできる業者というと、本当に数者になってくると思うんですよね。そういう意味では、1者にならないかなって心配しております、それをならないような算段というか、対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○**委員長** これ契約課だけど答弁できるの。今来ていないけど。

○**鈴木** いや、契約課じゃなくて、どういうふうな……

○**委員長** 契約課でやるんでしょ、それ。だから、その質問はちょっと……

○**鈴木** いやいや、そうじゃなくて、例えば私が具体的にどう考えているかということ、エリアを今1エリアにしちゃっているじゃないですか、柏市全域、多分。それを例えば3分割に分けて、常磐線から上部分、それから常磐線から下部分、旧沼南部分だとかいうふうな3つのエリアに分けて入札を行うだとか、そうすると参入者

も参入しやすくなるんじゃないかというふうに思うんですよ。

○委員長　じゃ、その入札に関してが契約課なので……

○鈴木　それは入札じゃなくて……

○委員長　広報広聴課が答える、答弁するものじゃないので、控えてください。（「いやいや、それは担当課が」と呼ぶ者あり）決めるはずですか。（「入札課に言うものなので、ここが答えるべきことだと思いますが」と呼ぶ者あり）そうなの。松山部長、ちょっと。

○広報部長　今回初めての事務でございます。やはり市内を分割して発注するというのも、なかなかそこは難しいのかなというところがありまして、今回は1者、市内全域を契約するという形で今進めているところでございます。それに当たりまして、今御心配いただいている複数者の参入があるかどうかというところなんで、そういう業務を請け負ったことがある業者には複数者、こちらからもヒアリングをかけたっておりまして、そういう点で、我々としては複数者の参入があるのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

○鈴木　多分複数者出てくるのかな、ちょっとすごく心配なんですよね。特にその中心部に得意な業者とそうじゃないところの、中心部じゃないところに得意な業者だとか、いろいろいると思うんですよ。そういう意味では、分けたほうが私はいいんじゃないかと思いますが、ぜひもう一度再検討なり考えてみてください。

次、行きます。広報終わります。電気料金の高騰のところ、市民活動支援課とか入っているところあるじゃないですか。そこというのは、ここでもよろしいんですよ。ここだ、8ページ。8ページの電気料金高騰対策というところありますよね。ここの市民活動支援課とか沼南支所、廃棄物政策課、環境サービス課はここの部署でもよろしいですよ。ここのところの金額は4億7,200万って出して、その中身が出ていないので、そこをお聞きしたいんですが。

○市民活動支援課長　まず、この4億7,000万のうち、市民活動支援課分は1,099万5,000円となっております。以上です。

○鈴木　1,099万5,000円。沼南支所は。

○沼南支所専門監　沼南支所分については428万5,000円となります。以上です。

○鈴木　廃棄物政策課。

○廃棄物政策課長　増額分といたしまして、491万2,000円となっております。以上でございます。

○鈴木　環境サービス課。

○環境サービス課長　環境サービス課は1,329万9,000円となっております。以上です。

○鈴木　これそれぞれの部署は、パーセンテージで掛けて計算されているんでしょうかね。

○市民活動支援課長　財政課のほうで全庁的に計算式をつくりまして、燃料調整費の伸び率を勘案して年間分を算出しております。以上です。

- 鈴木 簡単に言うと、何倍とかなっているんですか。
- 市民活動支援課長 毎月違ってくるんですけども、1.2倍、1.09や後半については1.23という数字を掛けて算出しております。
- 鈴木 月別に積み上げていっているということですか、そうしたら。
- 市民活動支援課長 はい、月別に積み上げて年間分を算出しています。
- 鈴木 ありがとうございます。そうしたら、ここに上がっていない部署というのは、全部上がっていますでしょうか、この所管分では。クリーンセンターとかは入っているんですかね、ここに。
- 環境部長 南部クリーンセンター、北部クリーンセンターにつきましては、基本的に事業者のほうに委託してしまして、電気代分、一部足りない分につきましては、事業者との調整の中では、事業者はその長期委託管理の中で相殺できるものとして、今のところ事業者のほうからは、今の現時点では増額は必要ないという協議になっております。以上でございます。
- 鈴木 じゃ、全部これで入っているということですかね。
- 施設管理課長 水道の施設について電気代を要望しております。増額の要望をしております。以上です。
- 鈴木 水道はまた別ですよ。
- 施設管理課長 水道は水道企業会計のほうに入っております。以上です。
- 鈴木 それは、また後でお伺いします。
- 市民活動支援課長 アミュゼ柏、文化会館と指定管理者の分はここには入っておりませんで、指定管理者のほうからは改めて協議をしたいという申出がありますので、場合によってはまた補填等の検討になるかというふうには思っております。以上です。
- 鈴木 これそれぞれで、大体これこの金額って10%ぐらいなんですかね、年間の補正予算分というのは。年間から逆算すると。
- 委員長 どこの課が答えるのかな。答えられる。
- 鈴木 あまりそうやって計算しないんですかね。じゃ、いいですわ。いや、10%ぐらいかなって思ったんですけど、今ね。でも、4億7,200万とすると全額で、全庁舎で年間47億円も電気代かかっているのかなみたいなさ。そうすると、すごく大きな金額だよなと思いがらさ、47億円ってね、電気代ねと思いました。
- では、次に行きます。水道事業会計行きます。すみません、ちょっと分かんないところ1点目は、一番上の3,450万円、これが何かよく分からなかったんですが、水道のところですかね。16ページのところの補正前の額、水道事業収益の一番上の行の補正額の三角3,450万、これが何か分かんなかったんですが。どこにも何か出てこないんで。
- 経営企画課長 この3,450万円のマイナスというのは、その下の4億8,950万円とその下の4億5,500万円の差引きになっておりまして、給水収益というのが水道料金の消費税込みの減免分の額になります。一般会計からの補助が4億5,500万というこ

とで、それより小さい額になっておりますが、その理由としましては、水道料金の減免の際に消費税も10%、併せて自動的に減免になりますけれども、その分については水道事業会計が将来消費税を納めなくていい部分になりますので、実質的な水道事業会計の損失にはならないため、一般会計からの補助は不要としております。それで、ちょうど10%分になっていないのは、そのほかに事務費がかかっておりまして、その事務費分について一般会計から補助をもらっているため、ちょうどその減免分の10%にはならず、トータル差引きで3,450万円の減額補正ということになっております。以上です。

○鈴木 なるほど。消費税は市民からは徴収するけれども、その分の消費税は納めないからということですかね。ふだんは納めているのか。

○経営企画課長 ふだんはいただいた消費税、お預かりした消費税を翌年の納税の申告時に10%分を納めるという、基本的にはそういう考えになりますけれども、今回減免分については消費税お預かりしないので、例年よりは納める金額が減るというような考えになります。以上です。

○鈴木 分かりました。これ上水道だけの基本料金を減免したんですね、今回。下水道はしなかったんですが、昨日もちょっと聞いたんですが、これはここでは議論するべきところじゃないですかね、やっぱり。

○委員長 ちょっとそれはやっぱり質問になりません。

○鈴木 分かりました。では、事務費等で500万計上しておりますが、この事務費等500万の内訳を教えてください。

○料金課長 ここに計上している500万につきましては、まずこのたび減額しますというお知らせを配布するというのを考えています。それに係る印刷の費用及びもう一個お知らせする方法といたしましてはホームページ、それから広報かしわを考えてはおりますが、このほかに検針時に検針票というものを各戸に、ポスト等に配布ということをやっております。そのときに、その印刷したお知らせの文書を一緒に配布するという費用を見込んだ上で、全体で500万ということで計上させていただいております。

○鈴木 では、検針票と一緒に減額しますよとお知らせの紙を1枚別に配るということなんですね。

○料金課長 はい、そのとおりです。今回の方法について説明させていただきますと、まず検針票については通常減免する前の合計額の表示をどうしてもせざるを得ない状況にあります。それだと分からないので、そこから各戸違いますけれども、口径に見合った基本料金を減額しますという内容についての文書を一緒に投函するという事で考えております。

○鈴木 でも、口径で違いますよね、値段。特にその13ミリで980円で、20ミリで2,480円か何かですよ。それ以降上に上がっていくと、一番高い200ミリだと42万円なんですよ、水道料金の基本料金ね。ここも42万円減免しちゃうということですよ。

○料金課長 まず、200ミリのところにつきましては、市内で1か所になります。それはどこかと申し上げますと自衛隊、下総航空基地の自衛隊になります。なお、現時点においては官公署、要は税金で水道料金を納めていただいているところ、それにつきましては減額しないというような方向で今考えております。したがって、一番高いところにつきましては、今回減額の対象にはならないという結論になります。

○鈴木 分かりました。じゃ、その延長線上なんですが、小中学校の水道料金は減免されるのでしょうか。

○料金課長 今申し上げましたように官公署、学校、要は税金、国、県、市、税金で皆払っていただいているという水道料金の部分がございます。その払っていただいている、要は請求先が役所下に請求して、役所関係から払っていただいているという箇所につきましては減額しないというような方向で考えております。

○鈴木 じゃ、コンピューターのシステム変えるところも大変ですね。役所かどうかで判断しなくちゃいけないですもんね。分かりました。ありがとうございます。

上水道のところの電気料金高騰が4,000万円で上がっておりますが、この内訳を教えてください。

○施設管理課長 これは、現在施設管理課で管理しております第三水源地、第四水源地、第五水源地、第六水源地、岩井水源地、あと井戸揚水用の37か所、あと管末局10か所、水質監視装置でありまして、おのおのを検討したのではなく、水道施設の全体の額に対して上昇率を掛けてございます。以上でございます。

○鈴木 上昇率。ほかの先ほどの何とか課は、みんな月単位で計算をして、差額出して計算して積み上げた。すごく細かい数字が上がってきていて、上水道局はざっくり4,000万というふうに上げてくるのが、何かバランスが取れていないように感じますが。

○施設管理課長 こちらは、毎月使用料のデータを取っておりまして、そのデータを基に今回要望いたしました。

○鈴木 それにしては、ざっくりと4,000万みたいなね。ほかはちょっと細かく計算されているのに、ちょっとずさんではないかなというふうな気がしますが、それと、そのじゃ全体の上昇率で計算したというふうに言いましたが、じゃ何%上昇で計算したのでしょうか。

○施設管理課長 去年の同時期の比較で見まして36%上昇しておりましたので、大体今後の伸びを考えますと40%程度伸び率を考えておりますので、40%に値する額として4,000万円を要望いたしました。

○鈴木 ということは、去年は1億円だったのを4,000万上乘せ、40%で4,000万というふうに計算したということでしょうかね。

○経営企画課長 施設管理課の電気代を経営企画課で予算査定いたしました。根拠としましては、4月から9月までの毎月の電気料金の前年比較をしまして、月ごとに大体35%とか44%とか、そういった前年度からの上昇率が確認できております。トータルでは、先ほど申しました36%程度の増でしたので、今後も一定の上昇が予

想されますので、40%の増としたものです。トータルの金額としましては、令和3年度が1億8,600万円で、当初予算では2億2,000万円見込んでおりました。約20%増で見込んでおりましたが、さらにそれでは不足するというので4,000万円プラスして2億6,000万円、140%、昨年度から比較すると40%の増加というふうに査定をしております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。できればほかのところと同じように、1,000円単位ぐらいまで計算したほうがいいんじゃないかと思いますが、はい。

では、最後、下水道局の電気代高騰が計上されておりましたが、いいんでしょうか。

○経営企画課長 上下水道局に関しましては、浄水場のほかに下水道関係でポンプ場の電気代ですとか、あと上下水道局庁舎の電気代が主にかかっております。金額としましては、下水のほうで大体1,700万円、2,000万円かからないぐらいで、水道庁舎のほうでは、ちょっと今年初めてなので見通しが少し難しいところですが、トータルで500万円ぐらいを見込んでいますところ。予算上不足、やはり10%、20%の不足が下水のほうではあるんですけども、そこは内部留保で対応可能な範囲と考えております。上下水道局庁舎のほうは予算がある程度、初年度ということで多めに見ておりましたので、その範囲で対応可能と考えております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 それは質問ですか、質問。（「そうです」と呼ぶ者あり）ちょっと申し訳ない、ここで暫時休憩します。

午後 2時12分休憩

○

午後 2時17分開議

○委員長 議事を再開いたします。

○古川 ありがとうございます。すみません、じゃ補正、一般会計の補正について、ちょっと幾つか確認をさせていただきたいと思います。まず、先ほどから議題というかテーマになっている広報かしわのポスティング事業ですが、すみません、本当基本的なことなんですけど、私もあまり最近ポスティング、自分でやらないんですけども、明らかにポストが遠いところとか、階段を何段も上がっていかなくちゃいけない家ってあるんですよね。そうすると、民間業者に頼むと、基本的にそういうところってほぼ入らないということが多いんですが、今回に限ってはそういうことは多分ないと思うんですけども、そこら辺はしっかりとその業者のほうには確認をされた上で、今後プロポーザルなのか競争入札なのか分からないんですけども、そこら辺はどういうことを、その注意事項というか、発注者としてちゃんと述べた上でその発注しようと考えているのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○広報広聴課長 配りにくい造りの家庭、世帯というのものもあるかとは思いますが、今回基本的に広報かしわは全戸配布になりますということを市民の方には周

知をして実行するようになりますので、ある御家庭だけ入らなければ、その御家庭からのお申出というのは十分に想定されますので、業者さんのほうも、他市でやっていたらしゃるような業者さんは、そういうことは十分に承知されておまして、入れなければ届いていないという御連絡がすぐに来るということでございますので、十分に御承知いただいて実施されるものと考えております。以上です。

○古川 ありがとうございます。それは、じゃ市民の皆様からある意味チェックが入るといふか、そういう形で運用していくということですね。分かりました。

あと、もう一つ確認なんですけども、このポスティングを行う際には、ほかのものとは必ず一緒にしないで、この広報かしわだけを単体でポスティングするというところでよろしいんですね。

○広報広聴課長 おっしゃるとおりです。

○古川 分かりました。

あと、もう一つ、ちょっと細かい話なんですけども、やっぱり私どうしても紙の消費が増えるのかどうかというところが物すごく、ちょっと気になるころがあった、実際に今回その形状も変えるというふうなお話があって、月2回出していたものを月1回というお話なんですけど、紙の消費というんですか、そういうところでは、先ほど紙面の話もあったんですけども、そこら辺はどういう感じになるんですかね。

○広報広聴課長 御指摘のとおり、発行部数が13万5,000部から20万部以上ということで大きく増えますので、紙そのものの1世帯当たりの紙の量というのは……ごめんなさい、市全体の総量というのは増えるんですけども、まず考え方としては、現時点では全世帯に情報が届くことが優先であるというふうには考えております。ただ、今回の変更にあたりましては、月1回とさせていただくことで、総量としては若干減量になる見込みも考えられるかなというところなんです。あと、将来的にはデジタル化への移行というのもございますので、そういった方向が長期的には移行していけば、紙での発行というものが減っていく、なくなっていく時代というのもあり得るかと思っております。以上です。

○古川 すみません、ちょっと関連してなんですけど、今も広報かしわってダウンロードできるように多分なっていると思うんですよ、市のホームページで。あれは、ダウンロード数とかっていうのは分かるんですか。

○委員長 ダウンロード数が分かるかどうか。

○広報広聴課長 確認はできます。

○古川 ちなみに、どれぐらいダウンロードしている人がいるんですか。

○広報広聴課長 今すみません、ダウンロード数そのものは手元にはないんですけども、残念ながらラインなどで配信をしても、なかなか紙面の中まで開いて見ていただける率というのは低調だというふうには把握しております。以上です。

○古川 ということは、紙とか資源とかというところからいくとやっぱりまだまだ、もちろんデジタルというのもあるんですけど、なかなかそこまで浸透はしていない

ということなんですね。分かりました。

もう一つ、すみません。ちょっと細かい話なんですけど、そういう今のタブロイドから冊子にしたときに、紙の質というのはどうなるんですか。というのは、私なんかがああいう印刷、これも紙の無駄だとかってよく言われたりするんですけど、刷ると、薄い紙のほうがいいかなと思ってやろうとすると、そっちのほうが高かったりするんですよ。だから、何かその値段とやりたいことを考えたときに、どうしてもやっぱり私なんか値段のほう優先しちゃうもんですから、そこら辺の紙の質というところは、今回タブレットから冊子にするときにどんな感じになるのかって、ちょっと個人的にいつも気にしちゃっているもんですから、そこら辺ちょっと教えていただけますかね。

○広報広聴課長 紙の仕様につきましては、基本的には市のグリーン調達方針に沿ったものにはなりますけれども、その幅の中で、手に取ってめくりやすい紙ですとか、印刷が裏面への透けがどのくらい出るかですとか、あと白さの度合い、そういったものを見比べて、適切な紙を選んでいくようにしたいと思っております。以上です。

○古川 分かりました。ちょっとすみません、細かいことたくさん聞いちゃいましたけど、日頃気になっているもんですから、また担当課のほうでいろいろ教えていただきたいと思います。

あと、スポーツ施設の整備事業で、すみません、ちょっとこれ先ほど聞き漏らしたかもしれないんですけども、今回船戸市民プールの件で繰越明許が設定されていると思うんですけども、もうちょっとこの船戸市民プールについて、これだけじゃなくて、ほかにもその保全工事というのが計画されていたと思うんですが、これは全てもう終わっているんですか。

○スポーツ課長 今回船戸市民プールを行いますけど、今後の受変電といたしましては来年度、令和5年度に逆井市民プールの設計の委託をした後、6年度工事予定となっています。そのほかひばりが丘とか西口につきましては、いわゆる受変電設備を要しない定圧の契約とあって、家と同じような電圧の契約をしておりますので、そちらのほうについては工事はございません。以上です。

○古川 あまりちょっと関連みたいなことにすると、一般質問にならないでくださいって委員長から言われそうですけど、実際にそこら辺、今御説明いただいた部分も計画的にやっているんだと思うんですが、その計画というのは基本的にはちゃんとスポーツ課所管の分ですね。計画的には進んできているんですか。

○スポーツ課長 こちらの工事につきましては、今回は短期保全工事計画に基づいて行っています。なので、ちょっと専門的な工事になりますので、営繕管理課の指導とともに進んでいるような状況でございます。

○古川 分かりました。じゃ、そのほかにもちょっと近隣センターとか聞いたかったところあるんですが、これは一般質問だって委員長がおっしゃりそうなので、じゃ営繕のほうとまた確認をしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第17号、当委員会所管分についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第22号についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第23号についてを採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席をされて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第7号、指定管理者の指定について（柏市民文化会館及びアミュゼ柏）、議案第16号、和解についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について、質疑があればこれを許します。

○小松 議案第7号について伺います。この指定管理者になりましたASTN共同企業体は前回、平成30年4月1日から指定管理者になっている団体だと同じだと思うんですが、この今までに利用者の声というか、どのような声が上がっているか、分かる範囲でいいのでお聞かせください。

○市民活動支援課長 利用者からのアンケート等も実施しておりまして、利用者からはおおむね良好な反応をいただいております。案内と丁寧な対応とその他企画展についても、コロナでできなかった部分もあるんですけども、地元の芸術家とコラボするなどの企画を計画し、コロナの中でできる範囲対応したという形になっておりまして、良好な反応をいただいているところです。以上です。

○小松 事業計画の概要をちょっと見て、少し質問させていただきたいんですが、ここに自動販売機の軽食の増設というのが、これからサービス向上策として出てい

るんですけども、この軽食の増設、例えば具体的にどういうものが入るのでしょうか。

○市民活動支援課長　こちらについては、具体的にはまだこれからの内容で、プロポーザルの中でも何か特別なものは示されていなかったというふうに記憶していません。今後検討していくというお話でした。以上です。

○小松　ちょっと気になったのは、軽食なので、いろんなところで食べれることはできないと思うんですが、その辺ここで食べてくださいよというようなところは設定されるのかどうかというのがちょっと気になった点なんですが、その点はどのようにでしょうか。

○市民活動支援課長　今後計画を見た中で、施設の管理者である市のほうと調整していくようになろうかと思っております。以上です。

○小松　分かりました。じゃ、これから大いに変わってくるところというのが、この事業計画の中に、概要の中にあると思うんですが、今までキャッシュレス対応というのをされていなかったというふうに、サービス向上策の中にキャッシュレス対応の導入をとということあるんですが、この辺は市民の声というか、こういうふうにしてもらいたいというような声が上がったのでしょうか。

○市民活動支援課長　柏市全体としてもキャッシュレスの方向で動いておりまして、その流れの中で、同じアクティオを主体とするパレット柏のほうでも先行してキャッシュレス化が進んでおりますので、その流れで文化会館やアミューゼも移行していくものというふうに認識しております。以上です。

○小松　分かりました。ありがとうございます。

じゃ、次に第16号についてお伺いをいたします。この和解金の金額780万円とありますが、今後その申立ては、まだこれからもやっていくという方向なのでしょうか。

○環境政策課長　これは、今回の和解案件以外の年度に関してということでしょうか。平成29年以降につきましても、現在年度が改まった段階で東京電力と直接交渉をさせていただいております。今現段階で、東京電力から直接交渉に関する回答はいただいている状況ではありますが、今後の状況を踏まえて、またADRに諮るのかというのは、他市の状況を踏まえながら判断していきたいと考えます。以上です。

○小松　分かりました、以上です。

○林　それでは、まず第16号のほうから先に伺います。今回の和解額のうちの行政経費の部分について、内容をお示しいただけますか。

○環境政策課長　今回の和解額の行政経費約620万円となりますが、内訳申し上げますと、車両に係る経費、車両修繕であったりとか車検代、これが約380万円。続いて事務補助の賃金、これが140万円。そのほか委託料が約50万円。そのほか旅費とか消耗品費合わせまして50万円で、合計約620万円となっております。以上です。

○林　このうちの申立てが認められたものと認められなかったものはどのようなものですか。

○環境政策課長 まず、認められなかったものですが、事務補助賃金につきましては、これは100%認められております。また、自動車関係の車両の経費につきましても、おおむね100%認められております。そのほか行政経費ですね。そのほか消耗品費に関しましては、これはほぼほぼ認定を受けておりません。以上です。

○林 焼却灰の測定の委託料とか、こういうところは駄目だったんですか。

○環境政策課長 焼却灰の委託料につきましては、認定のADRセンターのほうで判断基準を持っておりまして、物に、年度によってなんですけども、7割を限度で認定であったりとか、請求額の3割を限度で認定といったことで認定をいただいております。以上です。

○林 分かりました、ありがとうございます。

あと、時間内人件費で回収できなかったところと回収できたところの差ということについてお示してください。

○環境政策課長 時間内人件費については全て認定を受けておりませんが、時間外の人件費につきましては、これもADRセンターのほうで基準を設けておりまして、東京電力の自認額、要は認めた額を考慮した上で、限度額27万円であったりとか、29万円といった限度額をもって認定をしております。以上です。

○林 分かりました。じゃ、先に限度額が決まっていて、そこに合致した部分しか認められなかった、それ以上超えた部分が認められなかったということで、内容の違いということではないですね。

○環境政策課長 お見込みのとおりです。

○林 この認められた、認められなかったというところの細かいところというのは、他の自治体も同様なんですか。

○環境政策課長 時間外人件費の認定に関する細かい内容、他市のほうには確認はしていないところですが、おおむね同様と理解しております。以上です。

○林 行政経費のほうもそうですか。

○環境政策課長 ADRセンターの判断基準に関しては、おおむね同じと考えております。以上です。

○林 分かりました。今回和解を行う申立ては28年度分までということなんですけれども、29年度以降の放射線対策費についてお示しいただけますか。

○環境政策課長 平成29年度以降の対策、放射線対策経費ですが、まず29年度が、今現在東京電力に直接請求させていただいている額が約1,300万円、内容としましては時間内の人件費が1,100万円、時間外人件費が約30万円、その他が行政経費として100万弱となっております。平成30年度以降につきましては、時間内人件費は全てゼロ、時間外人件費と行政経費合わせまして、平成30年度が約90万円、平成31年度が約10万円、令和2年度は約5万円となっております。以上です。

○林 そうなると、30年以降は本当に少ない額ですね。29年度は時間内が多いんですか、時間外多かったのかな。これも、だから同様に時間内のほうは認められないような方向になっていくんですかね。

○環境政策課長 平成29年度、約1,300万円のうちの1,100万円が時間内人件費となっております。これは、放射線対策室の職員の人件費分となっております。今後につきましても、やはりADRセンターのほうで柏市含めた他の自治体も時間内人件費ゼロ認定となっておりますので、今後も認定される可能性は低いと考えております。以上です。

○林 分かりました。では、第16号は以上です。

第7号について伺います。まず、もう一度確認したいんですけど、今回が1者のみの応募でした。前は複数応募って聞いたんですけど、前回何者応募されたんですか。

○市民活動支援課長 前は3者の応募がございました。以上です。

○林 前は、既にアミューゼと文化会館を一緒にしたやつでしたよね。その前のことが聞きたいんですけど、その前は別々でしたっけ。

○市民活動支援課長 その前は別々でしたが、指定管理として入っている団体はいずれもアクティオを中心とする共同企業体で入っておりました。以上です。

○林 前々回は何者応募だったんですか、それぞれ。

○委員長 資料ありますか。

○市民活動支援課長 申し訳ありません、前々回の資料、手元にございませぬ。申し訳ありません。

○林 じゃ、後にお聞かせいただければと思います。それで、今回なんですけれど、これまでほかの指定管理も見てきて、この応募者が減ってしまうという心配は、恐らく担当課もされていたと思うんです。応募者を増やす努力というのはどのようなことをされましたか。

○市民活動支援課長 今回もちろん広報かしわやホームページのほかに、一般社団法人の指定管理者協会というところがございませぬので、そこに掲載を行って周知を図ったところだ。以上です。

○林 それは、前回と何か変わったんですか。

○市民活動支援課統括リーダー あとは、今補足で、あともう一つやったのが、前回の応募者に事前にヒアリングをして、その応募状況に関するどういったものかいかとか、その辺のヒアリングは行っております。その部分が前回から変わっている部分となります。以上です。

○林 前回は応募してくれた3者には一応御連絡を、じゃしたということなんですけれど、ほか2者が応募されなかったというのはどういう理由か聞かれていますか。

○市民活動支援課長 今回他の応募の、他の自治体等の応募の時期が重なってしまっていて、準備とか当日の人数の参加の調整ができなかったというふう聞いております。以上です。

○林 この応募が減った理由というのは、その同時期にほかの自治体と重なってしまったというようなこともあるかもしれませんが、やはり同種複数館の一括管理というふうで大規模化されてしまうと、なかなか受けづらくなってしまうのかな

と思うんです。今後もこのような一括管理で指定管理というのを続けようとする、なかなか応募できるどころというのが、どうしても限られてしまうんじゃないかなと思うんです。そういうところの危機感というのはありますか。

○市民活動支援課長 確かに応募者が少なくなっているところの危機感は感じております。2つに分けたほうが新たな参入も考えられるとは思っておりますが、今回は2つ一緒にすることによるメリットという、事業を一緒にやったり一緒に広報したり、人員を融通、人員の配置をうまく効率的に動かしたり、そっちのメリットを取って、一緒の一括で発注した形を取らせていただきました。以上です。

○林 そうすると、その複数管理は複数管理のメリットというのはもちろんあると思うんですけれど、応募の段階で競争原理が働かないと、どうしてもそのコストメリットとか事業者の努力の部分というのが減ってしまうんじゃないかなという心配があるんです。それで、今回その複数管理でプロポーザルをやって決める前に、それ以外のやり方、例えば指定管理じゃないやり方とか、分けて発注するとか、そういうところをどれくらい検討されたのかなというのが気になるんですけれど、いかがでしょうか。

○市民活動支援課長 今回もちろん検討の中では、やり方についてはもちろん議論していますが、前回は踏襲したという形は否めないとは思っております。次回につきましても、次回改めて変えるということはここでは決められないですけども、一つの課題としては認識していますので、考えていきたいとは思っております。以上です。

○林 結局このASTN共同企業体って、プロポーザルは一緒に受けていますけれど、内容を見るとそれぞれが分業みたいな形でお仕事をされているように思うんです。それだったら、何か施設の管理運営と独自事業の企画と、あと建物の保守管理とか警備とか清掃とか、そういうのをもし分離発注して、それぞれの特性に合わせて入札とかプロポーザルとかでやっていったら、もしかしたらコストの部分では物すごく安くなるかもしれないなというのがあって、これまで多分そういうところまでは考えていなかったと思うんですけれど、また次回というのが何年後も先なのであれなんですけれど、ちょっと頭に入れておいてほしいかなと思います、いろんなやり方というのを。更新のたびに、そこは考えていただきたいなと思います。お聞きしたいところは以上です。

○日下 じゃ、最初に和解のほうなんですけれども、1つだけ伺います。これまでも時間内については全く認められてこなかった。29年度以降も1,300万のうち1,100万が認められないんじゃないかということなんですけど、これについては市のほうはどういう見解をお持ちなんですか。

○環境政策課長 時間内人件費に関しましては、我々当然認められるべき経費ではないかというふうに考えてはおりますが、これまでの1回目、2回目のADR、そして他市の状況を見ますといずれもゼロ認定ということで、今後も認定される見込みはないのかなというふうに理解しております。以上です。

○日下 先ほど時間外のその金額が判定されるときに、東京電力の意向が認められたというような答弁があったと思うんですけど、結局その機関、何機関でしたか、AD……審判下す機関が、結局東京電力の意向に沿って下しているんじゃないかなという感じがするんですけどね。どうなんですか、その辺は。何とも。

○委員長 執行部、答弁できる。

○環境政策課長 ADRセンターに関しましては、今回のその和解案を作成している担当者も弁護士資格を有している方ということで、どちらかに偏った判断はしていないというふうに理解しております。以上です。

○日下 その放射能、原発事故の直後のことを思い出すんですけども、やっぱり相当その行政がかけた、精神的にも、時間的にも相当力投入したわけですよ。その点考えると、その時間内が全く認められないというのは納得いかないと思うところですよ。

次に、議案の第7号の文化会館とアミュゼ柏の指定管理者についてなんですが、今林さんの答弁に、前回の3者だったということだったんですね。その前はどうかという質問がありまして、ちょっと資料がないということだったんですが、私調べてあります。（「言ってくればよかった」と呼ぶ者あり）卑屈だと思います。8者ですよ、8者。アミュゼ柏の指定管理者の応募は、8者だったんです。その8者が3者になって、今回は1者になった。なぜだと思いますか。

○委員長 なぜだと思いますかという、どう答えていいか……

○市民活動支援課長 最初は、直営から切り替わったというところで、いろんな新たに希望するところがあったと思いますし、やっぱり二度三度、二度続けているうちに、なかなか入りにくくなっているという実情はあろうかというふうには思っております。以上です。

○日下 アミュゼ柏のときには4者だったんですよ。そこにもう1者加わって、管理のほうですかね、加わって4者になったんですけども、やっぱりこれはこの流れからいって、もうほかの企業入り込めないような、そういう独占の状態になっているんじゃないかなというふうに私は思うんですね。それで、令和3年度の指定管理者の収支報告書で本社管理料というのがあるんですけど、収支報告書による文化会館とアミュゼ柏の本社管理料は幾らですか。

○市民活動支援課統括リーダー まず、市民文化会館のほうなんですが、本社管理費のほうで令和3年度の実績としまして1,210万8,000円となります。同じくアミュゼ柏のほうなんですが、本社管理費のほうで1,258万1,000円となります。以上となります。

○日下 合計で2,468万9,000円。2,500万近くが、これあれですか、アクティオ東京本社にいくんですか、これは。

○市民活動支援課統括リーダー 本社管理費のほうはアクティオだけではなくて、ほかの事業共同体のほうにもいくと、その合算値が今の金額になります。以上となります。

○日下 アクティオだけじゃなくて、4者で。

○市民活動支援課統括リーダー 4者の合計がこの金額ということになります。

○日下 本社というのは2者、管理関係の事業者は2者、柏ですよ。もうそこにも行くということなんですか。

○市民活動支援課統括リーダー 今ちょっと詳細まではあれですけども、基本的にここに出ている収支決算書の合計額としては、4者の金額になっております。

○日下 そういうお金が行くということなんですね。それで、前回の平成30年4月1日から令和5年3月31、前回の5年間、5年間の指定管理料は幾らだったでしょうか。

○市民活動支援課長 前回というか今行っている指定管理料は、11億4,473万8,000円です。

○日下 これ今回のあれですよ、今回。

○市民活動支援課長 すみません。間違えました、すみません。今のは今回です。

○日下 前回。

○市民活動支援課長 前は10億3,848万1,000円です。失礼しました。

○日下 私の募集要項には10億5,890万円って書いてあったんですけど、どっちですか。

○市民活動支援課統括リーダー 募集要項は、我々の債務負担行為で出している金額を提示してしまして、最終的な契約金額としては、今申し上げた10億3,848万1,000円という形になります。

○日下 10億三千……

○市民活動支援課統括リーダー ごめんなさい、10億3,848万1,000円です。失礼しました。

○日下 そうしますと、11億4,600万円から10億3,848万、これを引くと幾らになる。もっと差額が大きくなりますよね。

○市民活動支援課長 今回の募集が11億4,473万8,000円ですんで、その差額は1億625万7,000円となります。以上です。

○日下 1億627億。ごめん。

○市民活動支援課長 1億625万7,000円。

○日下 625万ね。1億ですよ。1億円がアップしたということですよ。1億円がね。1億円がアップしたということは、これ1年にしますと5で割りますよね。そうすると2,000万ね。指定管理料が1年について2,000万アップする、もちろんこれ5年間の指定管理料だから、その都度毎年毎年決算で出る金額が必ずしも同じくはなりませんけれど、過去の例見ていると、大体それに相応するような形で決算されているんですね。この金額を過去の金額と、ちょっと私調べてみたんですよ、過去。過去幾らだったのかなって。こう調べてみたんですが、例えば今回は11億4,600万をこの5で、5年間で割りますと2億2,920万になるんですね、ざっと。大体2億3,000万ですよ、大体2億3,000万。ちょっとこの2億3,000万というの頭に

入れておいてくださいね。この2億3,000万、今度その毎年2億3,000万の指定管理料払うようなことになるんですけれども、前回の平成30年度の、これ私頂いた収支報告書、収支報告書で出したものなんですけれども、前回30年度のときには大体2億1,000万、2億772万1,000円だから2億1,000万弱なんですよ、2億ちょっと。その前の年の平成29年度、前々回の、これは契約によるものなんですけど、1億8,000万円なんです、1億8,000万。1億8,000万から2億3,000万に、約5,000万円もアップしているという計算なんですよ、これ。私多分間違っていないと思うんですけど。指定管理料がこれだけアップしているということについては、そういう自覚ありません。

○市民活動支援課長 上がってきているということは認識しております、その分やはり建物が古くなってきているところもありますので、修繕等で指定管理者にお願いする部分も含めて上がってきているというふうに認識しております。以上です。

○日下 賃金はそんなに、最低賃金もあまり上昇しているとも思えないし、今の日本の働く労働者の皆さんの実質賃金なんかむしろ下がっているんで、賃金がかなりよくなっているとも全然思えないんですね。修繕費にそれだけお金が投入されているかという、それはもう収支報告書、つぶさに見なければ分からないんですけれども、そういうところも精査していただいて、果たして指定管理者に委ねればサービスはよくなって、その経費が削減できる、コストが削減できるといって導入された指定管理者制度って果たしてどうなんだろうと。サービスでは、私も利用したことありますし、悪い評判は聞いていないです。それは聞いていない。アンケートも後で拝見したいと思えますけれども、ただ本当にコストが安くなっているんだろうかという点では精査、検証が必要だと思いますし、私はさっき林さんもおっしゃったように、直営に戻したほうがいいんじゃないかなと。それぞれの分離発注のほうがいいんじゃないかなという意見ですので、この指定管理者制度については反対いたします。以上です。

○鈴木 では、第7号議案の指定管理者のほうからいきます。これ提案額、プロポーザルの提案額の率を見てみたんですが、予算額からね。99.8899%なんです。これ100%に限りない近い数字だと思うんですね。多分予算額が分かっているからこういう数字が出ると思うんですが、1者しか来ないからこうなっちゃうんです。これ複数者来れば、もうちょっと金額が競い合うと思うんです。1者しか来ないと思っているから、こういう金額で99.8899%なんて数字で来ると思うんです。ですから、発注者側は複数者になるように、物すごく努力しなくちゃいけないと思うんです。その一つは、2つに分けることだと思うんですよ、アミュゼ柏と文化会館。これ1つにしたほうが業者さんはやりやすいと思いますよ、両方取れば。でも、両方取りたいがゆえに競争性も出てくると思うんです。そういう形でも、少なくとも分けるなりして、複数者応募が来るような形の努力をしなくちゃいけないと思うんです。それが足らないと、結果的に足らなかったんじゃないかなと思います。それから、説明会から応募までの、先ほど何か応募期間が重なってしまったために応

募がされなかった、こういう回答がありました。そういうことが、もうだつてき、これ5年間の決まるわけですから、それを決めるのにちゃんと複数者が来るような形のセットアップをしなくちゃいけないと思うんです。これ説明会から応募まではどれぐらいの期間かけてやっているんですか。応募の時期、説明会やった時期はいつですか。

○市民活動支援課長 申し訳ございません、現地での説明会は7月19日にアミュゼ柏、7月25日に文化会館の現地説明会を行いました。以上です。

○鈴木 応募の締切りはいつですか。

○市民活動支援課長 応募の締切りは8月26日です。

○鈴木 約1か月ですか、応募期間。このときに提供している材料というか、数字の積み上げ計算できるやつというのは、どういったものを出しているんですか。

○市民活動支援課統括リーダー 募集要項、募集をするときに、募集の際に提供している資料の中に、過去5年間の実際の収支の結果を一緒に添付して説明しております。

○鈴木 決算等が出てきている、資料要求で出して出てきているような項目の細かさで出しているということですかね。

○市民活動支援課統括リーダー そこまで細かいところは出していないです。

○鈴木 そうですか。出さない理由は何なんでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー 実際の結果のところ、細かいところ出さない理由としては、一つ一つの予算の積み上げとかが指定管理者のノウハウになるということもございまして、一つとしては、あくまで実績額として大まかに出しているという形になっております。

○鈴木 分かりました。やっぱりプロポーザルが1者だということに、やっぱり大きな問題が私はあると思っております、賛成はし難いと思っております。

次に行きます。16番、和解のほうですが、いろいろ数字が出ているんですが、ADRセンターに出した金額と最終的に回収できた金額というのは幾らなんですかね。和解額の前に、東電が賠償額も出してきているんですよね。

○環境政策課長 最終的に回収した費用ということで、これはADR前の含めまして放射線……失礼しました。約25億5,000万円……

○鈴木 ごめんなさい、違います。質問が悪かったかもしれません。今回ADRセンターに申し立てた金額が約8,500万ですよね。それに対して東電からの賠償額もあり、今回和解額もあり回収できたわけですよね。その回収額というのは幾らになりますでしょうか。

○環境政策課長 和解額と、あと東電からの賠償額合わせまして1,898万7,618円となっております。以上です。

○鈴木 それがここに書いてある回収割合の22%ということですかね。

○環境政策課長 こちらに書いてある22%が……

○環境政策課副参事 こちらの22.12%でございますが、こちらはまず和解申立てを

した後に東電から賠償があったのがありまして、その後今回の和解の上程させていただいている金額でございます。それをもととの申立て額で割ったものになります。以上でございます。

○鈴木　そうですよね。ですから、8,500万円を申し立てて1,898万円、和解金額含めて1,898万7,000円になって、それが22.1%だよということですよ。はい、分かりました。この和解は、もう和解しちゃったんですか。何か和解したようなことで書いてあるように……最終ページの4ページの和解成立6市には入っていないのか。もう和解終わったんですか、これ、うちは。

○環境政策課長　和解に関しましては、議会の承認を得た後の和解となります。以上です。

○鈴木　そうですよね。そうじゃないとおかしいなと思ったんですが、分かりました。

最終ページの和解案受託の理由のところ、譲り合いが必要だと書いておりますが、さっき言った数字だと、何か譲り合うというと半々なのかなというふうに思うんですが、和解の金額だけだったら780万ですから、もっと少ないし、東電賠償額も含めて22%ということは半々にもいっていないという意味では、譲り合っているのかなというふうに気がしますが、いかがでしょうか。

○環境政策課副参事　こちら今回和解、ADRで申し立てた金額でございますが、もともと放射線対策費用というのが大きな金額ございまして、その中で国の補助金や交付金、もともと東京電力のほうから賠償があったものがありまして、それ以外でいわゆる意見が分かれたものが残ったのが、現在のこの申立て額の8,583万円になります。その中でやり取りをする中で、東京電力としては当然、もともと賠償に応じていなかったものではございますが、こちらのほうとしては、市としましてはやはり東京電力が負担すべきではないかと、そういった交渉をする中で、今最後に委員おっしゃられたとおりの譲り合いということになってきたということでございます。以上でございます。

○鈴木　譲り合いだったら半々かなと思ったんですが、(2)に書いてある、和解することにより早期賠償が実現できると書いてあるんですが、これはどういう意味ですかね。

○環境政策課長　今回和解案を受託しない場合、また直接請求をするのか訴訟を起こすのか、またADRセンターに諮るのかということの3つの方法が考えられるんですが、いずれもまた解決までに時間を要するということで、今回和解をすることにより早期賠償が実現できると考えております。以上です。

○鈴木　これ和解しないと、この東電賠償額の1,100万円ももらえないんですか。

○環境政策課長　1,100万円に関しては、もう既に受領済みとなっております。以上です。

○鈴木　ということは、和解しなくても780万円だけがもらえなくて、継続になるよということですよ。

○環境政策課長 お見込みのとおりです。以上です。

○鈴木 6,600万のうち、780万を早く欲しいがゆえに早く決着をつけたいということですよね。（3）で、和解案で損害として認められていない経費について、別途損害賠償請求することも可能であると書いてありますが、どういう意味でしょうか。

○環境政策課長 これに関しては、例えば時間内の人件費ですね、これについても別途損害賠償請求することは可能であるということでお示しさせていただいております。以上です。

○鈴木 だって、今の人件費ももらえていないのに、さらにそのほかの経費もあるのかなというふうに、それを言って今からまた取れるのかなって思うから、そんなことはないんじゃないかなと思って。今請求している分が精いっぱいじゃないのと。それもここまで削られているわけですからね。ですから、（3）も何か言っていることが説得力ないなというふうに思いました。ということで、私はちょっとこの和解に関しては賛成できません。以上です。

○北村 では、第17号……ごめんなさい、7号についてお尋ねいたします。今、私手元でモニタリングの結果、指定管理者の実績評価シート、令和2年度、3年度と見ているんですけども、ここに前年度とか次の年度に向けた課題とか、そういうものが書いてあるんですが、その中で令和2年度、3年度、アミュゼ柏もこの市民文化会館も共通して書いてあることが、多種多様な自主事業の実施、そして老朽化した備品の更新や突発的な修繕の対応と書かれております。この多種多様な、まず自主事業、指定管理者ではやはり自主事業というのが特徴的な取組をしているところもほかの自治体であるとは思いますが。例えば図書館に保育所的な機能を併設したりとかですね。そこでお尋ねしたいのは、この自主事業を行われているというふうに、第7号の資料にも丸ぼつで幾つかありますけども、自主事業への柏市の考え方、そしてこういう自主事業を行うに当たり、市は何か関与しているのか。そして、こういうのをやってほしいとか、何かこう話というか、そういうのはしているんでしょうか。

○市民活動支援課長 自主事業に関しましては、やはりホールを持っています文化会館、アミュゼ柏がありますので、これは教育委員会の文化課のほうにもあります芸術文化振興計画の内容も踏まえて、市民に文化芸術の発信とともに、地元の芸術家を育成といいますか、育てるような企画もしていただけるようお願いしているところです。以上です。

○北村 ありがとうございます。確かに自主事業見ると、そういう芸術とか文化とか、そういうものがいっぱい並んでいる中で、柏市としてもこういうホールの性質上というか、そういう芸術文化のものも何かやってほしいというようなことをお願いというか話合いというか、そういうのは関与されているという理解でよろしいでしょうか。

○市民活動支援課長 関与させていただいておりますし、プロポーザルの中でもそういう提案を受けて、今回は1者しかなかったですけど、そういう提案を受けた中

で評価して選定しているところでは、以上です。

○北村 この課題が令和2年度も3年度も、この多種多様な自主事業の実施というふうに書かれているんですが、こういう今の御答弁でこういうのをやっているとか、資料見て分かったんですけども、この課題を掲げているというのは、もっと具体的に言うとどういう課題なんですか。例えば自主事業を増やしたりとか、今あるものをもうちょっと深化、深く広げていくとかですね。ただ、この行政評価シートを見ても、やはりアンケート調査を見ても、利用者のやっぱり評価は高い唯一のA評価で、あとはいろいろな項目が、施設管理運営とかサービスの質の向上、効率的な管理、その他でもいっぱいあるんですけども、この唯一Aを取っているのが利用者のアンケートで高評価を得ていると、あとは全部Bだと。そういうふうにある中で、すみません、質問としては、今の自主事業の今あるところに関して課題というふうに記載されていますが、そこについてもっと広げていくべきなのかとか、深化させていくべきなのかとか、ちょっと具体を教えてくださいませんか。

○市民活動支援課長 具体的には、やはりコロナの影響で計画していた自主事業ができなかったというところは、そこが大きいと思っています。あとは、開催したイベントについても、入場者の多少伸び悩みというのはここに来て感じているところでもありますので、そのように感じております。以上です。

○北村 この利用者の伸び悩みはコロナの影響だとは思いますが、ちょっと早い話かもしれませんが、出口戦略というか、コロナを克服したときに、やはりコロナに今まで比重が多かった分、じゃもっとほかの自主事業やろうとか、今まで実施をしようと思ったけど、できていなかった事業を深めるとか、この出口の部分も、今第8波を迎えようとしているところでちょっとあれかもしれませんが、中長期的に先のコロナを克服しようとしたところの、じゃどういう内容で今後やっていくんだというようなところも、同時に今からやはり考えていく必要があると思うんです。事業者としても、指定管理者としても、このコロナに使っていた部分、投下していた資源をもうちょっとほかの部分に投下して、やっぱり市民の利便性向上、満足度向上にやはり寄与していくべきだと思っておりますが、一言いただけますでしょうか。

○市民活動支援課長 コロナの機会に文化会館等もオンライン配信等の施設を整えましたので、そういうものを利用してより一層芸術文化の発信に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○北村 あと、1点だけよろしいですか。この課題の2の老朽化した備品の更新や突発的な修繕の対応、これはやっぱり大変重要なことだと思うんですが、どのぐらい、あとこの必要な備品の更新だったり、老朽化したところの対応というのが残っているのか。例えば100パーのうち、あと50パーとかですね。突発的な修繕は、突発的だから分からないとは思いますが、ちょっとその感じについて教えてください。

○市民活動支援課長 数値をもって、今どのくらい終わっているというのはお示し

できないんですけども、アミュゼについては外壁塗装や屋上防水等、必要なところは計画的に保全計画にのっとり行っていきながら、備品等市民の皆さんのアンケートも行っていきます。指定管理者に届いた意見を基に、整備してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○北村 ちょっと今のだと規模感とかどのぐらいなのかというのが、どのぐらいの頻度で、例えば備品の更新していたりとか、老朽化しているものを対応しているのかというのがちょっと見えてこない、全く規模感がですね。そこはちょっと今後知りたいなと思いますので、また分かったら教えていただければ幸いです。以上です。

○古川 すみません、ちょっと今のと重複する部分もあるんですが、まず今回の選定に関する審査項目ですね。今までと比較して、何かここは少し力点を置いたとか、今回は前と比べて少しこういうところを一生懸命やってくれとか、そこら辺何か変わったこととか変更点とか、そういうのはあるんですかね。

○市民活動支援課長 今回の評価の点数配分の中では、文化芸術、地域づくりへの協力という部分を点数を少し増やしまして、評価の部分を大きく、そこを見ました。以上です。

○古川 具体的に、その地域づくりというのはどういうものを考えていらっしゃるのか。この後で聞きますけど、自主事業の中でも、要は柏らしさを生かした事業とか何かそういうことが書いてあるんで、内容を聞こうと思ったんですが、市としてはどのような狙いで、そういうその審査項目を設定したのかということをお伺いしたいです。

○市民活動支援課長 市としては、特にアミュゼ柏は中央近隣センター、中央地区の近隣センターとしての機能を持っていますし、地元のふるさと協議会との連携もありますので、そういった方々との協力と地域づくりのコミュニティづくりへの発信という部分を見てもらいたいということと、今回の選定の中でも、先ほど申し上げました教育委員会の芸術文化振興計画、そういったものも加味していただくように、市としてはそのような形でやっていければというふうに思っております。以上です。

○古川 分かりました。ちょっと後で、もう少し具体的にお伺いしたいと思うんですけども、ちょっとすみません、北村委員のとかぶってしまう内容もあるんですが、具体的にその自主事業の数ですよ、令和3年度、文化会館とアミュゼと。文化会館が1桁でアミュゼが10とか、そんなもんだったんじゃないかなというふうに記憶しているんですけども、その数を教えていただけますか。

○市民活動支援課長 文化会館が3件、令和3年度。アミュゼ柏は8件となっております。以上です。

○古川 そうすると、もちろんコロナ、新型コロナウイルス感染症の影響ということでその数なのか、本来もっとやりたかったのにできなかったのか、そこら辺、その数が多いか少ないかというのは、ちょっと私これからほかの同規模、同じぐらい

の規模の施設でどれぐらいやっているのかという調査をされているのかということをお聞きしようと思ったんですが、そこら辺はどうなんですかね。

○市民活動支援課長 ほかの施設と比べてはいませんが、コロナ前の令和元年度は10件から15件という数をやっておりますので、それに比べるとかなり減ったというふうには認識しております。以上です。

○古川 ということは、あくまでも新型コロナウイルスの影響で、その自主事業の数が想定していたよりというか、期待していたよりも多くなかったと、そういうふうに考えていらっしゃるという認識ですか。

○市民活動支援課長 はい、そのように考えております。以上です。

○古川 分かりました。そうすると、ちょっと令和3年度は確かにその新型コロナウイルスの影響があったということなんですが、月に1回アミューゼで、例えばアミューゼ柏で考えたときに月に1回弱というところで、多いときも15回だから、月に1.2回ぐらいですよ、1. 何回か。2回はやっていないというところの数はどうなんですか。市としては多いと考えているのか、もうちょっとやってほしいと考えているのか、そこも含めてその指定管理者のほうにお任せなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○市民活動支援課長 市としては、月1回から1.5回ぐらいは適正なのかなというふうに考えております。それ以上押さえますと、市民団体が使いたいときに使えないということも発生しますので、このくらいが適切ではないかなというふうに考えているところです。以上です。

○古川 ちなみにほかの、規模とかにもよりますが、ほかの自治体がこういう保有している、いわゆる公共施設、文化施設、指定管理お願いしている施設も大体自主事業の数というのはこれぐらいなんですかね。ちょっと私、そこら辺の調査ができていないもんですから、もし調査していたら教えていただきたいと思います。

○市民活動支援課長 申し訳ございません、ほかのところは今把握しておりませんので、そこら辺も勉強してまいりたいと思っております。以上です。

○古川 ありがとうございます。ちょっとそこはぜひお伺いしたいと思うんですよ。なかなか比較しないと、そこら辺のどれぐらいの数がいいのかというのはちょっと分からないところがあるもんですから、そこはぜひ教えていただきたいと思います。というのは、やはり柏市の立地ですよ、やっぱり東京に近いとか、あとはアミューゼ柏のクリスタルホールのその定員の規模感とか、そういうところでやっぱりやれることやれないこと、いろいろあると思うので、そこら辺はもう一度、ちょっと私も調べたいと思いますので、ぜひ担当課にまた教えていただきたいと思っています。

あと、今回も、要は参加してくださった企業体が1者だったというお話なんですが、この議案の説明書を見ていて、例えばそのアクティオさんがほかで実績としてやっている野田市の文化会館とか、あと流山市のおおたかの森ホールとか書いてあるんですけど、こういう周辺自治体の同じようなところも今やはりあれなんですか、1者しか参加していないということなんですかね。それとも、もう少し数が多く応

募してくださっているのかって、ちょっと周辺自治体の分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○市民活動支援課長 大変申し訳ないんですけど、今私把握しておりません。申し訳ありません。以上です。

○古川 やっぱりそうすると、じゃ例えばもし他自治体で、先ほど発注分けたほうがいいんじゃないかみたいな話もありましたけども、もしそういう取組をして増やしている事例があるのであれば、それはやはり取り入れたほうがいいし、これはもう指定管理自体が難しいという話なのか、そこはやはり検証する必要があると思いますので、少し周辺の自治体、似たような首都圏だとか規模感だとか、そういうところはぜひ調べていただきたいなというふうに思います。具体的にサービス向上策ということで、事業計画の概要の中にあるところでチケット予約システムの拡充というのがあるんですが、これは今の現状とどういうふうに今後変えていくという話なのかというのをお聞かせください。

○市民活動支援課長 具体的なシステムはこれから整備していくというふうに、プロポーザルのときにも話があったというふうに記憶しております。以上です。

○古川 ちなみに、今はどういう状況だからこういうふうにやっていきたいって、やっぱり現時点の話があると思うんですよね。そこをお聞かせいただきたいんですよ。

○市民活動支援課長 今は、もちろん窓口なりでもやっておりますし、チケット販売の会社を通じて販売しておりますし、ネット上を通じて、ネット上のチケット販売業者を通じての購入もできるようになっているというふうに認識しております。以上です。

○古川 すみません、細かい話だけど、それをどうやって拡充するんですか。不便があるから拡充するって言っているんだと思うので、そこを聞きたいんですよ。

○市民活動支援課長 すみません、まだ具体的なことはこれから詰めていくというふうにプロポーザルのときも話がありましたけども、民間の既存のチケット販売会社だけではなく、独自のシステム等も検討していくんだらうというふうには考えております。以上です。

○古川 何でこういう話聞いているかということ、お隣の自治体のちょっと大きめのホールの話なんですけど、本当に昨年大変有名なピアニストの方を招いたリサイタルというかコンサートがあったんですけど、対面でチケットを販売していたんですよ、その場に足を運んで。ですから、当然これもう全国からすごく予約が入る、チケットの購入が来るだろうなと思っていたのに、だからもう買いに行ったら当然行列、電話は鳴っているみたいなね。そんな状況だったので、それほどアミューゼの場合は大きな規模のコンサート、リサイタルというのはないと思ったんですけども、やっぱり現状どういうふうになっているのかということをやっぱり聞きたいと思ったんですね。例えば有名な落語家さんが来たりというのをやったりしていると思うんですけど、そういうチケットを例えば買うときに、本当にそのアミューゼの予約

でやったほうがいいのか、そういう民間のところでもやったほうがいいのか、まさか窓口に来て売っているというのはさすがにないとは思いますが、やはりそこは利用者の皆さんの利便性をちゃんと考えてくださっているんだらうなということも思っているんですが、たまたま隣の自治体のそういうのを見て、これはさすがにちょっと大丈夫かなというのがあったものですから、その柏市のアミュゼの現状を聞いたかったということなんです。分からないという話だと、どうですか、やっぱりでも現状がどうかということ聞いた上でどう拡充して、やっぱりそこ皆さんが不便だと思っているとかということをやっぱり聞かないと、話って進まないような気がするんですけど、そこはいかがですか。

○市民活動支援課長 ちゃんと調べていないところは申し訳ないんですけど、私も何度かチケットをネット上でアミュゼ、文化会館のを買ったこともあります。たしかホームページ上、例えばアクティオのホームページ上で販売しているとか、文化会館のホームページ上で販売しているかというのは、たしかやっていなかったと思いますので、そういったものを充実していくように工夫していくんだらうというふうに思っていますし、そのことも含めて指定管理者と協議してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○古川 分かりました。じゃ、それはまた教えてください。

最後にもう一つ、計画の概要のその他のところで、地域コミュニティと連携して活性化というのが、その要は先ほどお話があった中央地域ふるさと協議会って、まさに近隣センターというところの話と、もうちょっと一般的に地域コミュニティと連携して活性化というのが書いてあるんですけど、これは別建てで何かお考えなんですか。

○市民活動支援課長 こちらの内容については、指定管理者の提案の中で触れられていた内容をここに抜き出しておりますので、その内容、今後とも契約してやっていく中で進捗状況なり、どういう形で貢献したのかというのは確認しながら、やっていないようであれば、お互いに話し合っただけでやっていただくようお願いして、努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○古川 すみません、最後に1点だけなんですけど、例えばこういうある程度漠然とした話が来たときに、これはどういうことを考えて、具体的にどんなことを考えていらっしゃるんですかとかということ、あまりヒアリングの中ではされないんですか。

○市民活動支援課長 ヒアリングの中、プロポーザルのときに各委員からこの項目の中で幾つか、具体性がどういったところにあるのかということ、例えばキャッシュレスやホームページの話は質問として確認しておりますが、全部1個1個は確認してなかったのが実情でございます。以上です。

○古川 そうなると、やっぱりあまりこういうこと申し上げたくないですけど、1者しか手を挙げてくださるところがないから、何かあまり細かく聞かないのかなというふうに思いますよね。やっぱり何者も入ってきてこういうのが出てきたら、お

たくはどうなんですか、おたくはどうなんですかって多分聞いた中で、こう選定をしていくというプロセスになるなというふうに、今聞いていて思ったんですが、いづれにしても分からなかった部分は後でまたお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第7号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第16号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。
ここで暫時休憩いたします。再開は5分後といたします。

午後 3時30分休憩

○

午後 3時35分開議

○委員長 それでは、再開いたします。

○委員長 請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって、委員長より執行部に対して確認する際は、一般質問とならないよう御注意ください。

請願第1区分、請願64号、障害者の生活改善についての主旨1、松葉近隣センターの手すりをもう15センチメートル延長してください。あと1段のときに手すりが途切れて踏み外しそうになり、怖いです。市内の近隣センターに障害者を立ち合わせて調査してくださいについて、主旨4、松葉近隣センターの建て替えを待たずにエレベーターを設置してくださいについてを一括して議題といたします。

本2件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○小松 主旨1の部分でちょっとお聞きしたいんですが、12月10日に改修工事が行われるという話も伺っているんですが、こういった内容のときには、障害者の立ち合わせというのはされたんでしょうか。

○市民活動支援課長 松葉近隣センターのお話を伺った方からは、10月に私も一度

お会いをしまして、松葉近隣センターではないんですけども、本庁でお会いしましたので、本庁の手すりの様子を見ながら、こういったところが短い最後の段が下りられないのよという話も伺って、そこでその話を伺った上で、松葉近隣センター現地を担当者に確認させまして、さすがにそれは怖いだろうな、下りられないだろうなというのを肌で感じましたので、もう既に発注の手続をして、年内には終了したいというふうに今進めているところです。以上です。

○小松 他の、ほかの近隣センターに関しても、そういった障害者を立ち会わせて調査というのは行われる予定なんですか。

○市民活動支援課長 具体的にどのように立ち会わせるかというのは、希望があれば拒否するものではないので、立ち会ってお話は伺う準備はしておりますが、何か工事に当たって、こちらからどこにどう御連絡をして調整をすればいいのかというところは、今この請願を見てできなくはないんですけど、調整がまた先方にとっても大変かなというふうには思っているところです。各近隣センターについては、今順次現地の状況を近隣センターの職員から写真を撮っていただいて、送ってもらって、情報を集めているところです。以上です。

○小松 分かりました。じゃ、4のところですが、このエレベーターを、例えば建て替えを待たないで設置する場合はどれぐらいの金額がかかるんでしょうか。

○市民活動支援課長 ほかの、今まで南部や今行っている高田の近隣センターのリノベーションの内訳を見ますと、そこからいろんな単体の工事に諸経費等を考えますと、1基当たり2,500万とか3,500万とか、そういった金額がかかるのではないかなというふうに想像しております。以上です。

○小松 例えばそういうの、建て替えを待たないで建てる場合のメリットとかデメリットもあると思うんですね。メリットは、もちろん建て替えを待たないでエレベーターを設置することによって、利用者が助かるというのはあると思うんですが、逆にデメリットもあるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○市民活動支援課長 全部が全部近隣センターの建蔽率等を調べているわけではないんですけども、現実的に敷地内にいっぱいいっぱい形ではほぼ近隣センター建てしておりますので、外付けで建て増しというのは建築基準法的にも難しいだろうと思っておりますし、ただ中に造る場合には1階のロビーの一部を削ったり、2階の会議室を一部使えなくなるとか、そういった制限は出てくると思いますし、発注に当たっても建物自体の壁の構造等がそれに耐え得るのかどうか、そこら辺は慎重に判断しなければいけないというふうに思っておりますし、なかなか難しいのが現実だというふうに思っております。以上です。

○小松 ありがとうございます。それで、例えば代替で2階を利用しない、そういった障害者の方には1階が利用できるような、そういった形を取るとかいうような、そういう工夫はできるんでしょうか。

○市民活動支援課長 今具体的にどこの施設ならどうできるというのは、具体化はしていませんが、今回の請願も受けまして、例えば1階スペースに広いロビーがあ

れば、その一部を障害者の方に使っていただけるようなスペースに改修できないかとか、あと階段状のリフトみたいなものも安価な形でやれないかとか、少し調査研究、勉強していききたいなというふうには思っております。以上です。

○小松 分かりました。以上です。

○日下 本会議でも答弁いただきましたし、今日の答弁聞いても、請願者の意向が担当部署ですぐ対応していただいていることには本当に、恐らく御本人も感謝しているんじゃないかなと……今傍聴にお越しのようなんですが、しているんじゃないかと思います。やっぱり市民のこの苦難に対応して、すぐ迅速に動くというその市の対応にはすごく好感が持てました。ですから、1についてはもう既に動いてくださっているの、これはその方向で取り組んでいただきたいと思いますし、ほかの施設についても調査始めていくということでしたので、お願いしたいと思います。

それで、その4のところなんですけども、ここには松葉近隣センターの建て替えを待たずにエレベーターを設置してくださいって書いてありますけど、恐らく松葉地域の方なのかなと思うんですけれども、松葉近隣センターというのは、この計画では建て替えはいつ頃になるんですか。

○市民活動支援課長 公共施設の総合管理計画においては2026年以降に改修、リフォームの計画はしておりますが、今現時点で電気や、その前に空調等の改修も予定しておりますので、高田や南部のような大規模な形の改修ではない、メンテナンスしながらリフォームといいますか、そういった形で進めていくようになるのではないかなというふうに、今のところは考えております。以上です。

○日下 2026年っておっしゃいました。以降。

○市民活動支援課長 以降です、はい。

○日下 以降というと、先が見えないなって感じはするんですけれども、前にもこういう請願が出されているところを推しはかるに、やっぱり積極的にいろんな催物に参加している方だと思うんですよ。恐らくこういう方もたくさん市内にいらっしゃると思うんですけど、やっぱりこの障害をお持ちの方って、どうしてもその近隣センターの多くが1階は使えないところ、会議室などに使えないところが多くて、大体2階に設置されているんですけれども、そうなるともうはなから諦めるんですね、行くことを諦める。やっぱりバリアフリー法というのは、健常な方も障害をお持ちの方もバリアフリーと言われるように保障するということが精神なので、やっぱりその方向に向かって御努力いただきたいんですけども、ちょっと請願者からそのお話、直接伺ったんですけども、必ずしもエレベーター、絶対にエレベーターということではなくて、とにかく2階にあるいは3階に上がれるような、そういうシステムが設置されればというのが切なる願いだということでした。ですから、先ほど答弁もありましたけれども、そういう方向でぜひ検討してほしいし、そういう方向に向かっていただくということを加味して、今回の請願も諮っていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○林 先ほど各近隣センターでも現在確認中というふうなことをおっしゃったと思

うんですけれど、それって今回の手すりの部分だけですか。それとも、ちょっと広げてバリアフリーみたいな感じで調べていらっしゃるのでしょうか。

○市民活動支援課長 今回の時点では、まだ手すりの様子を調べている状況です。以上です。

○林 今回のこの請願を受けて、そういえば柏市バリアフリー基本構想ってあったなと思ってぱっと見てみたんですけれど、平成22年なんですよ。なので、現状がどうなっているのか、柏市の公共施設のバリアフリーがどうなっているのかというところが、恐らく各課であまりお調べになっていないんじゃないかと、共有もできていないんじゃないかと思うんです。副市長が今いらっしゃるので、現在の段階のバリアフリー化がどうなっているのかというのは、ぜひこの機会に調査していただければいいかなと思いました。これは意見です。エレベーター設置なんか、先ほどおっしゃったようになかなか難しいとは思いますが、趣旨については賛成ということでさせていただきたいなと思っております。以上です。

○北村 委員長、ありがとうございます。本会議でも主旨1の、これちょっと足りない手すりというのは見ていて、何でこういうふうな形状に、最初からなってしまうのかなというのはとても気になるところで、今回請願がこう出されて、市も対処してくれるというのはすごくすばらしいと思うんですけども、ちょっと言い方を変えると、こういう請願が出ないぐらいに先回りして、高齢者とか障害者もスムーズに使えるような環境というのをやはり考えていただきたいんですよ、やはり。高齢化は間違いなく進む中で、その中で障害者の数も間違いなく増えてくるということは、必ずこれはもう絶対ですので、もちろんエレベーターをつけるのが技術的にどうか費用もあると思いますが、こういうバリアフリーというのがもうデフォルト、標準の状態、みんなが気持ちよくスムーズに使えるような状態にさせていただきたいというのを切にお願いいたします。以上です。答弁結構です。

○古川 ありがとうございます。取りあえず今回請願いただいたんで、松葉近隣センターは現地見に行きました。確かに15センチというか、ちょうど階段のところ、切れているところも見てまいりましたので、その点は確かにしっかりとやっていくことが必要かなというふうに思いました。あと、ちょっと先ほどの課長の答弁で気になったんですけど、今高田近隣センターをリノベーションということでやっているじゃないですか。最初に南部をやっていると。今までのこの手のエレベーターの設置とか様々な部分については、そのリノベーションとか大規模改修に合わせてやるんだというお話だったと思うんですよ。ただ、今のお話を聞いていると、何かこのやり方自体が今後変わっていく、2026年度以降何か変わっていくような、どうもふうに聞こえたんですけど、そこら辺は具体的にどういうふうに変っていくかというのは、何か部内では検討されているんですか。

○市民活動支援課長 具体的な検討に入っているわけではないんですけども、公共施設総合管理計画に計画していた改修等の時期よりも、今早い段階でいろんなところで施設の不具合が出てきておりますので、それも含めて、それとともに南部がA

館のモデルケースとして、高田はB館のモデルケースとしてやってきておまして、今後ほかのところでは、また別のやり方もないかというのを当初は検討の中に入っておりました。その中で、同じような形で大規模改修をやっていくのか、もう少し違う形があるのか、いろんな施設のところが壊れ、不具合が生じていく中では、もう少し具体的に考えていかなければいけないなというところを今認識して、これから検討を始めようかというふうに思っているところです。以上です。

○古川 ただ、そのやはり最初に地域の方も参加して、いいものつくろうよって言ってやってというところから、だんだん下り坂って言った言葉よくないですけど、何かやっぱり全体のそのバランスとか公平性ということもありますので、もちろん急がなくちゃという話もあると思うんですが、そこはぜひバランス見て研究してください。意見で結構です。

○委員長 ほかにございませんか。——なければ、質疑並びに意見を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願64号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願64号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数であります。

よって、本件は委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたしますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

資料の配付をお願いします。

○北村 オンラインですみません、北村です。その資料というのは、こちらでも見れるんでしょうか、どこかサイドボックスとかで見れるんでしょうか。

○委員長 大丈夫です。見れるようになっています。

○北村 ありがとうございます。すみません。

○委員長 専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万

円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

なお、個人を特定するような発言には御注意ください。

では、報告をお願いいたします。

○南部クリーンセンター所長 今回の定例会に報告しました専決処分のうち、示談の締結及び損害賠償額の決定の番号4について御説明いたします。初めに、今回の事故により被害に遭われた方並びに柏市に多大な御迷惑をおかけしましたこと、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。本件の発生は、令和4年1月7日金曜日、午前9時47分頃、場所は柏市逆井三丁目50番1先の県道市川・柏線上でございます。また、本件につきましては、令和4年第2回定例会市民環境委員会におきまして、物損に関わる専決処分について御報告させていただいた事故の人身に関わる専決処分でございます。事故の概要についてでございますが、当センター職員が運転するじん芥車、ごみ収集車がごみ収集作業中に県道市川・柏線の逆井三丁目交差点、具体的に申し上げますと、N T T東日本逆井電話交換センター前の交差点を左折するために交差点に侵入しようとしていたところ、当方ごみ収集車の前を走行していました相手方軽自動車が右折するために交差点手前で停車したところへ追突したことにより、相手方運転手の頸椎等を負傷させたものでございます。その後の経過でございますが、相手方は整骨院等で通院治療をされておりましたが、完治され、治療が終了しましたことから、令和4年11月2日に示談を締結いたします。また、損害賠償額につきましては、治療費、慰謝料を含め85万7,466円でございます。

事故の原因でございますが、運転手の前方不注意、それから車間距離の不足によるものと考えております。事故後の対策につきましては、事故当日に事故を起こした職員から事故の状況について詳しく聞き取りを行いまして、当日に臨時の安全衛生委員会を開き、事故の原因や再発防止策を協議するとともに、全職員に対して安全運転、事故防止の徹底について周知したところでございます。今後も職員に対する安全運転等についての日頃からの声かけはもとより、講習会や安全衛生委員会等を通じた安全運転教育を継続的に行いながら、職員の安全意識の向上と事故防止に努めてまいります。以上でございます。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席をされて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中

の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午後 3時58分閉会